

それでは第2回会議を開催いたします。はじめに、東京都教育委員会を代表しまして、増田正弘教育監から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【増田教育監】

おはようございます。東京都教育庁教育監の増田でございます。皆様方には公私共に御多用の中、第4期東京都いじめ問題対策連絡協議会の第2回の会議に御参会いただき誠にありがとうございます。

さて、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されてから8年あまりが経過いたしました。その間、東京都は東京都いじめ防止対策推進条例に基づき、学校の設置者、学校、教職員、保護者等が重層的な責任体制の下に、社会全体の力を結集していじめ問題を解決する体制の充実を図ってまいりました。

現在全ての学校におきまして、学校のいじめを防止する基本方針が策定されるとともに、学校のいじめ対策委員会等の組織が設置され、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等、段階ごとに具体的な取組が行われているところでございます。

昨年10月に公表された文部科学省の「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等、生活指導上の諸課題に関する調査」では、全国におけるいじめの認知件数が前年度に比べ約15.6%減少の517,163件となりました。都内の国公立学校におきましても、43,202件と、前年度に比べ約33.9%の減少となり、いじめ防止対策推進法の制定以来、全国、東京都ともに、年々増加傾向にあった認知件数は、令和2年度において大幅に減少をいたしました。その理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業期間があったこと、分散登校等により、児童・生徒同士の関わりが減少したことに加え、それまで以上に児童・生徒に目を配り、指導・支援したことなどが考えられます。今後もいじめ防止対策等の一層の推進に向け、「多様性や互いの良さを認め合うことについて、日常の授業はもとより、家庭・地域等、様々な場を通して育むこと」、「子供の不安や悩みを聞き受けることのできる大人を増やすこと」、「学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める体制を充実させること」など、更に充実を図る必要があると考えております。

これらの課題を解決するためには、これまで以上に保護者、地域の方々、関係する機関や団体の皆様など、社会全体の力を結集して、いじめ防止の取組を推進していくことが必要でございます。本日は、「学校、家庭、地域、関係機関等の役割」や、「効果的な連携の在り方」について、委員の皆様方から忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。

東京都といたしましては、引き続き全ての子供たちが安心して学校に通い、学ぶことができるよう、いじめ問題の解決に向けて全力で取り組んでいく所存でございますので、委員の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【有村会長】

ありがとうございます。増田教育監から御挨拶をいただきました。教育監につきましては公務のためにここで御退席されるということを伺っております。増田教育監、今日はお忙しい中御挨拶をいただきましてありがとうございます。今、増田教育監から東京都の取組状況、それから課題等についてお伺いしたところでございます。ありがとうございます。

それでは本日の協議会の新しい委員の御紹介でございます。本来ならば、お一人お一人ご紹介すべきところなんですけれども、時間の都合上、資料の1、委員名簿をもってご紹介させていただきたいと思っております。人事異動等により新しく委員になられました方につきましては、表の右側に丸印をつけられているということでございます。よろしいでしょうか。

この件について事務局で何か御案内がございますか。ございませんでしたら次に進みたいと思います。

続きまして、会長職務代理の指名でございます。これまで本会議の会長職務代理でありました増田正弘委員が教育監になられましたことから、後任の藤井大輔指導部長が新たに委員になりました。資料2にある本協議会規則第5条3項に基づいて、藤井委員を本協議会の会長職務代理に指名します。よろしく願いいたします。

次に事務局より、東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】について御説明をいただきます。皆様のお手元に本日お配りいただいている資料を御用意ください。担当から御説明をお願いいたします。

【事務局（千葉主任指導主事）】

千葉でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。東京都教育委員会、いじめ総合対策【第2次・一部改定】について説明を申し上げます。昨年度の本協議会でいじめ総合対策【第2次】について説明をさせていただいたところです。委員の皆様へ郵便にてお送りいたしました冊子が、その改定版に当たりまして、令和3年2月に策定をしたものです。本日は改定の趣旨を中心にお話をさせていただきます。

はじめに目的です。資料3、左上のボックスを御覧ください。策定の目的は都教育委員会、区市町村教育委員会、都内全ての公立学校におけるいじめ防止等の取組の一層の推進を図るということです。

次に、右上ボックスの経緯をご覧ください。東京都教育委員会の附属機関である「第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」の令和2年7月の答申を踏まえ、改定を行いました。

次に中段ボックスを御覧ください。改定の方向性といたしましては、平成29年2月に策定された「いじめ防止対策【第2次】」の内容を受け継ぐことといたしまして、目的に照らしてその一部を改定しております。主な改定点は、上巻がオレンジ色の枠、下巻が緑色の枠に示してございます。それでは一つ一つ説明をいたします。

まずは上巻、学校の取組編です。第1はダイジェスト版を冒頭に配置したことです。上巻10、11ページを御覧ください。これはいじめ防止において必ず取り組む項目を18にまとめたもので、教職員一人一人の対応力の向上を目指して作成をいたしました。教職員が日常における自身の取組を点検・評価し、改善を図ることができるよう、それぞれのポイントをイラストでわかりやすく表す、上巻の参照ページを明示する、また、「未然防止」「早期解決」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4段階との関連を示したアイコンを付けるなどの工夫をしております。

第2は、現状と課題にある図表データの更新です。20ページをお願いします。上巻にはそれぞれの項目の冒頭に、現状や課題を表すデータを掲載しておりますが、今回の改定において、東京都教職員研修センターが実施した、いじめに関する研究・調査の結果を踏まえまして、全ての図表を最新のデータに更新いたしました。2点、例として紹介をいたします。

図表2を御覧ください。これは「いじめを行った経験」について、児童・生徒を対象として調査をした結果ですが、いじめ防止対策推進法が制定される前の平成24年度と、その8年後の令和2年度を比較すると、「いじめた経験がない」と回答した児童・生徒数は、全ての校種において26ポイント以上増加しています。次に、上巻の46ページの上段の図表19を御覧ください。左上のグラフでは、「いじめられた経験がある」と回答する子供の割合が11ポイント以上減少するとともに、左下のグラフでは「いじめを受けたときに誰かに相談した」と回答する子供の割合が8ポイント増加しています。このように児童・生徒の姿から学校によるいじめ防止の取組の成果が分かるものなどを取り上げながら、データの更新をいたしました。

第3は取組内容の更なる充実です。資料の3にお戻りいただければと思います。画面にも表示をさせていただきます。中段、改定の方向性の左側のボックス、取組内容の更なる充実にある6点をはじめとしまして、記載内容の充実を図りました。本日は一番上の、子供が安心して相談できる環境の構築を例に、どのように改定したか具体的に説明いたします。

まず上段の8、9ページに掲載をしております、いじめ防止の取組を推進する6つのポイントのうち、ポイント3にあたります。相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す、の下に、それまでは「学校教育相談体制の充実」としていたところを、東京都教育委員会、いじめ問題対策委員会の答申で示唆された事項を踏まえまして、「学校、家庭、地域の連携による教育相談体制の充実」とし、教員が家庭、地域と連携して、子供が安心して相談できる環境を構築していくことの重要性を理解できるようにしたものです。

次に30ページをご覧ください。教員が具体的に取り組むべきことを理解することができるよう、「SOSの出し方に関する教育の推進」という項目を選定し、具体的な取組を文章で示しました。本項目の最後には、学校はもとより、家庭、地域等を含む、子供一人一人を取り巻く大人自らが子供から信頼される大人になるよう努めることが重要であると、具体的な目指す姿も明示しております。

さらに、86、87ページをお願いします。文章のみならず、教員が視覚的にも理解できる

よう、資料編に、御覧のような資料も掲載いたしました。中央の赤い枠にポイント3がありますが、これは左側黄色部分の「学校」も、右上ピンク色部分の「家庭」も、その下の緑色部分の「地域・関係機関」も、全てが連携して取り組むべきことであることを示しております。

次に下巻、こちらの青い本になりますけれども、実践プログラム編の主な改定点です。下巻が上巻の内容を踏まえ、主に学校の教員が自校の教育で活用できるような4種類のプログラムを掲載しています。この中から今回新たに作成した保護者プログラムと地域プログラムを中心に説明します。

まずいじめについて学校とともに考える保護者プログラムです。5本開発をいたしました。例として106、107ページをご覧ください。保護者に実施した調査によれば、学校は保護者にいじめ防止等の取組を周知しているつもりでも、2割の保護者にしか伝わっていない状況であることがわかりました。学校の周知の在り方を見直し、保護者の方々に伝わるように説明することが大切です。保護者プログラム1、学校いじめ防止基本方針が、いじめの定義や学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対策委員会について理解を深める内容になっています。保護者会の一部として20分程度で実施できるプログラムです。

次に、いじめ問題解決のための地域プログラムです。120ページをお願いします。学校の取組や児童・生徒の取組を伝えることで、いじめ防止に向けた協力を促し、地域の方々に、地域住民としてできることを考えていただく内容になっています。学校運営協議会や道徳授業地区公開講座等で、20分で実施できるプログラムです。

なお、これらのプログラムは学校の実態に合わせて、すぐに活用できるよう、教員が編集可能なスライド資料等も併せて提供しております。学校、保護者、地域社会が、普段からのパートナーシップ、双方向の関係づくりを大切にしていくために、各学校での活用を促しております。

都内全公立学校において、総合対策を踏まえた取組を行い、いじめ防止対策の一層の推進を図っております。説明は以上です。

【有村会長】

千葉先生ありがとうございました。お手元の冊子の中身について詳しく説明をいただきました。

次に委員の皆様による協議を行いたいと思います。今御説明を伺いましたけれども、いじめの総合対策、86ページ、87ページをご覧ください。次第にあります2点について、皆さんの御意見をいただきながら協議を進めたいと思います。大きなテーマは、「学校、家庭、地域、関係機関等の役割」、それから、「効果的な連携の在り方」について協議をしたいと思っております。主に86ページ、87ページに書かれていると理解してよろしいと思います。

第1点は、都、区市町村又は学校におけるいじめ防止等の現状と課題についてでございます。まずは学校のお立場、それから行政の教育委員会、それからPTA、それから各関係機

関の皆様から順次お伺いをしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず学校のお立場からでございます。資料の中では、左側の黄色い部分について協議をしたいと思います。最初に、恐れ入ります、世田谷区立下北沢小学校の大字委員から取組状況についてお話を伺いたいと思います。大字委員よろしくお願いいたします。

【大字委員】

皆様こんにちは。東京都公立小学校長会の世田谷区立下北沢小学校校長の大字でございます。小学校に関しては、いじめ防止のために一番効果が上がっているのはアンケート調査等という結果になってございます。また、ほぼ全ての学校がいじめ防止対策委員会等で組織的に取り組むことによって効果を上げているという現状になっております。いじめ自体は先ほどお話があったように、少し減少傾向にあるのではないかとということです。これも学校もまさに同じような感触を得ていますが、やはり1人1台端末が配られたことによって、今後いじめがどのような形に変化していくかということについては、かなりしっかりとアンテナを高く張って取り組んでいかなければいけないと思っていますところでは。

また課題としては、今事務局から御説明があったとおりで、学校の方針等について、学校は保護者や地域にしっかりと周知しているという認識にあるのですけれども、やはりなかなか保護者には伝わってなく、今保護者の方も2割しか学校の状況、方針等が分からないというようなお話がありました。今後この都が作成していただいた、保護者、地域プログラム等を十分に活用して周知の方法について工夫改善を加えていきたいと考えております。私からは以上です。

【有村会長】

大字委員ありがとうございました。大字委員からアンケートが非常に効果的であることや、それからタブレットを配ることによってこのような展開が変わってくること、とりわけ保護者への周知の問題について、これがまた考えられるという御指摘もいただきました。ありがとうございます。また委員の皆様には総括的な協議をいただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、都立富士高等学校の統括校長の野村委員からお願いいたします。

【野村委員】

はい。富士高校は中高一貫校ですけれども、アンケート調査等で実態や状況についてきちんと把握し、それを外部委員も含めた学校サポート委員会、またいじめ対策委員会を開いております。そこで大学の先生から、いじめの認識をやっぴり変えていかなければいけないだろうということで、例えばずっと長く、そういったいじめを受けていたということではなくて、それがたった1回でも、本人がいじめを受けたとされていて、あるいは多数でということではなく、一対一の中でもそういったことは起こるということ、認識をやっぴり改めな

ければならないということ、すぐにその委員会で指摘された内容を次の日にはもう、朝には、全教員へ周知するということが大事であると思います。また職員会議とか企画調整会議を通じて、常にいじめということに対する認識を、法令改正になったときだけではなく、教員として把握しておかなければならず、また何か相談を受けたときには、学年、それから全体で情報を共有してすぐに対応するという体制が大事であると思います。以上です。

【有村会長】

野村委員ありがとうございました。野村委員に私から1点だけお聞きいたします。

大学生と勉強していると、今ありました「いじめの認識」について、特に高校生ぐらいですと、他者理解、自己理解もかなり進んでいきますので、認識という点では、もう非常に深いものがあるような気がいたします。学生が十分そういう理解ができます。

ただ、法令だけではなかなか認識が違うのではないかと、法令以外の、いわゆる心理的な苦痛ということだけじゃなくて、高校生になると新たな認識とか、たとえば私が気にするのはネット状況で、SNSの問題がちょっと気になりますが、野村委員の認識ではいかがでしょうか。

【野村委員】

本校の場合では、中学生もいて、中学生と高校生でかなり認識、中学生になるとちょっとしたいじめというか、からかいみたいところで軽く考えているところはあるかと思えます。それが高校生になってくると、もうちょっとしっかりそのあたりの認識をします。今、本校ではスマートフォン等を使って授業を行っておりまして、中学生にも対応しています。

ネットのことはなかなか表に出てこないところがあるので、それについては常に注視するように言っていく必要があるとは思っています。

【有村会長】

はい、ありがとうございます。あとで総括的に申し上げたかったですけれども、ちょっと途中で気付きましたので質問いたしました。野村委員ありがとうございました。それでは永福学園の伏見委員から、特別支援学校の状況についてお伺いしたいと思います。伏見委員、お願いします。

【伏見委員】

はい。永福学園の伏見です。特別支援学校の状況ということでお話をさせていただきます。

特別支援学校に通っている児童・生徒ですけれども、障害が重いということで、相手を貶めていこうというような意図をもったいじめというよりは、こだわりであるとか、コミュニケーションの偏りであるとかで、執拗に関わってしまうことが、相手の児童・生徒にとっては心理的に負担になってしまうというようなことも多々あります。

そういった状況を教員が見て取って指導するというようなことはもちろんあるのですが、一番は保護者が家庭の中で気付くとかということが重要であるので、特別支援学校では家庭との連携ということがいじめの発見にとっても重要な位置を占めています。

また関係機関、家庭自体のサポートが必要な家庭がありますので、特別支援学校では、福祉、保健、医療も含めて、いろんな機関と連携をして、対応しています。児童・生徒が、直接自分が不快に思っていることを言葉にすることが難しいです。しかし、そういった心理的な負担は感じているという状況がありますので、周りのサポートが必要であるという状況があります。

一方、このコロナの影響で、家庭との連携というのが非常に図りにくくなっています。学校に来ていただく機会が減っており、学校の中に校外の人、保護者であってもなかなか立ち入れない、制限している、というような基礎疾患をもった子供たちがたくさんいますので、そのような状況があって、また保護者同士の連携というのめかなり少なくなっています。PTAの活動なども今非常に制限がある中になりますし、各地域の障害者団体も活動ができないという状況があります。結果的に孤立してしまっている状況がここ2年ぐらい続いているということで、連携が図りにくい、あるいは家庭の中で起きている問題を察知しにくいというような状況になっているというのがあって、この辺りが今大きな課題になっています。

あと1点、高等部段階で、小学校・中学校から進学してくる、特別支援学校に入ってくるという子供たちが、非常に割合として多いのですが、小学校・中学校段階でのいじめを抱えて入学してくる、人に対して不信感を強くもって入学してくるという者もいて、中には、入学したときに、周りの人間は全員敵だというような、非常に厳しい目つきで、それを3年間かけて、ようやく人のことを信用しても良いのだと解きほぐしていくという状況があります。この辺り、障害があつていろんな問題行動が起きるのだけでもその背景には障害があつて、本人としてもいかんともしがたい部分があるのだということに対しての理解の促進というのも重要であると感じています。長くなりました。以上です。

【有村会長】

ありがとうございました。伏見委員から障害のあるお子さんへの配慮ということで、非常に大事な指摘をいただきました。いわゆる家庭との連携とか、コロナでの孤立等の問題です。言葉にできないだけに、心理的な負担を感じている。そういう大事な指摘をいただきました。高等部の生徒の課題になっているということで、私たちはこの連絡会でも心に留めたい問題を端的に指摘いただきました。伏見委員ありがとうございます。

では続きまして、東京都の私学教育研究所参与の須藤委員からお話を伺いたいと思います。須藤委員お願いします。

【須藤委員】

どうもおはようございます。東京都の私立学校は、各学校、千差万別ではあるのですが、ただこのいじめ問題に関しましては、どこの学校もかなり注意を払っているというのが現状でございます。生徒指導部、もしくは生活指導部の中にいじめに対する委員会をもっている学校がほとんどだと思います。それと一番私たちが危惧しているのは、先程来お話に出てきている、ネット社会です。教員が掴みきれない様々な種類のネットがかなりあります。SNSの問題で、LINE、Facebook 以外に、いろんなネットを子供たちがもっているものですから、なかなか掴みきれないという部分があります。特に学校によっては、公立学校と違いまして、BYOD、もしくはBYADという形で、それぞれパソコンその他を、タブレットも含めてなんですけども、選択させるという形で授業その他を行っております。家庭に持ち帰った場合に、たとえばWi-Fi の環境の問題もあるのですが、ほとんどの学校が今、コロナ禍の中で課題を家庭に送って、その回答を、要するにパソコン、もしくはタブレットから教員へ送ってもらうというシステムをとっているのが現状だと思います。特に、このところ、東京都も1万を超す感染者が出ています。各学校は、明後日から私立の中学校の入試が始まり、また、2月10日からは私立の高校入試が始まってくるものですから、その中でいろいろと、御家庭の中でのいじめの問題その他というのはまた、いろいろと問い合わせその他が出てくる可能性もあります。私たちは、受験に対して、かなり神経質になっている子供たちがいますから、いじめに関しても、いろいろと出てくるという危惧をしております。

そんなことで各学校は、いろいろアンケートをとったり、調査したりしているというのが現状でございます。私立学校はそのような状況で、特にこの時期は、特にいじめに関しては気を付けなければならない部分がありますので、そういう意味でのいじめがないような対策を取っているというのが現状でございます。以上でございます。

【有村会長】

ありがとうございました。ネット社会の課題とか、大事な指摘をいただきました。

それでは公立学校、私立学校、それぞれの委員から取組状況についてお話を伺ったところでございます。今の点について、学校関係ですけど、御質問や御意見がございましたら、どうぞミュートを外して御発言ください、お願いします。

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。それでは後ほど総括的にお願いいたしますので、遠慮なくおっしゃってください。

それでは次に進めたいと思っております。次は行政の取組について、教育委員会の取組、資料では右下の紫の部分でございますけれども、教育委員会のお立場で御発言をお願いしたいと思っております。清瀬市の坂田委員お願いいたします。

【坂田委員】

はい、おはようございます。資料を作りましたので説明させていただきます。清瀬市教育長の坂田でございます。

今日のテーマである、学校、家庭、地域、関係機関の役割ということですが、今はチーム学校ということで、我々もチームを組みながら、いろんな問題に対応していこうという考え方をもっています。従前はやはり右側の学校というところが、未然防止も含めて、解決の主な機関だったわけです。道徳的なアプローチと、生活指導的なアプローチで、なんとかいじめを撲滅していこうという努力をしていたのですけれどもなかなか難しくなっています。やはり問題が複雑化、多様化していく中で、心理的な部分でアプローチしていかなければいけないケース、また福祉の部分、あと、前回の本協議会で私が発言させていただいた、本市においては医療との連携を非常に強く図っており、教育と医療の連携協議会という形で、学校医を、学校のかかりつけ医にというプロジェクトがあり、それが進んでいるというところ。多様な形で、関係機関との連携を図りながら、チーム学校を機能させて、いじめの撲滅を図っていこうという考え方になります。

次のシートをお願いします。はい、ありがとうございます。これが概念図ですけれども、専門家を加えたチーム学校によるいじめ対応ということで、この東京都の資料は、86、87ページになると、スクールソーシャルワーカーは、サポートチームの一員となっておりますけれども、本市は完全に学校のチームの一員として機能されているということで、派遣型ですが、学校のいじめ問題対策会議の場に必ず同席して、必要に応じて関係機関につないでいくという働きをしています。

後ほどぜひ提言をさせていただければと思うのですが、問題が複雑化、多様化、深刻化していく中で、これから先スクールソーシャルワーカーの役割が非常に大きくなってくると思います。やはりこれは広域行政の立場である東京都として、このスクールソーシャルワーカーの配置について、より一層拡充していけるような、何か施策を打っていただくことができると思っております。

今、東京都と区市町村で1/2ずつの負担割合ですが、やはり人件費というのは非常に財政に負荷がかかる中で、ぜひ東京都の広域行政の中で検討していただければと思います。

次のシートをお願いします。これは学校の中にスクールソーシャルワーカーが入って、うまくいく事例とうまくいかない事例というのが、非常に行政にいと伝わってまいります。これは、それぞれの機能に特性があって、相互にその特性を理解し合わないと、ときに対立になっていきます。学校教育とスクールソーシャルワーカー、福祉との機能の違いをお互いに理解するというを本市では強くお話しています。

例えば学校というのは、これ一般的な傾向ですけれども、自己完結的な意識をもって、なんでもかんでも自分たちでやっつけてしまおうというような意識をもっていますが、スクールソーシャルワーカーは、当然のごとく開放連携的という意識をもっています。また、学校や教員は集団への視点というのを強くもちます。例えば皆さんこれをやりましょう、全員で何かをやるという視点です。スクールソーシャルワーカーは逆に個の視点をもっています。また、学校や教員は、プログラムの思考で、プログラムをこなしていくという思考がありますが、ワーカーは柔軟的思考であるという点があります。また、ちょっとこれは言います

ぎかもしれませんけれども、学校の教員はべき論先行なのですが、スクールソーシャルワーカーは現実先行です。また、これは先生方というのは、どうしても目の前の課題が大きいものですから、社会的課題になかなか関心が薄いのですが、スクールソーシャルワーカーは、まさに社会的課題に強い関心をもって業務をこなしています。

ただし、両方の機能にはそれなりに共通項もあって、職務に対する高い使命感とかこだわりとか真面目とか、頑固さというところがあるかもしれません。また、子供、クライアントのためなら労を惜しまないなど、こういうようなお互いの理解を進めていかないと、チーム学校というのは、違う文化の者同士がチームを組むというのは、非常に難しいと思っています。これを本市では徹底してお話を申し上げています。ただ単にワーカーがチームの中に入っただけではうまく機能しないということだと思えます。

次のシート、最後になります。最終的には私は、機能もちろん大事ですけども、チームを組むという機能とか、背景、考えが分かるように明確にするとかということも非常に大事ですが、私はやはり、一人一人、もしくはそれぞれの機能の強化を図っていかねばいけないと思っています。これも書きましたが、例えば、これはスクールソーシャルワーカーと学校のことについて書いてありますけれども、両者の力量が高まると、ともに組織力が高まるということです。学校もワーカーも組織力が高まってくると、機能が高まります。結果、いじめへの適切な対応ができるということです。繰り返しになりますけれども、やはりいじめ対応というのは人が行っていくものですので、私は機能強化とともに、人の能力開発、能力育成を行政としてはしっかり図っていかねばいけないという議論をもって、進めております。

最後になりますけれども、東京都教育委員会には、ぜひスクールソーシャルワーカーの派遣や活用等について、前向きに御検討をいただければと願っております。以上です。ありがとうございました。

【有村会長】

坂田委員ありがとうございました。非常に具体的で分かりやすい御説明というか提言を、パワーポイントを使ってお示しいただきました。また後で皆様から御意見いただきたいと思えます。学校の教員の特性というものと、スクールソーシャルワーカーの特性を、比較・対比しながら非常に分かりやすく、そういうもののデメリット、長所・短所について、提言いただきました。これまで各機能の強化で、交わった部分の真ん中が非常に大きくなるのが大事だと思います。これについては人の能力の育成とか、個々の能力をどのように私たちは高めていくのかということ、教育委員会の長としてのお立場から御説明いただきました。分かりやすくよい内容の提言をいただき、嬉しく思っております。また皆様、あとで意見がおありだと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、坂田委員の話の続きで、保護者の方々、とりわけPTAの組織の方々に御意見を賜りたいと思っております。保護者PTAの立場からは右側上のピンクの部分の組織

で、どんな課題や問題点があるのかについて、忌憚のない御意見を賜りたいと思っております。岡部委員、関口委員、檜山委員、水橋委員にお伺いをしたいと思っております。

まず、小学校PTA連合会の岡部委員からお願いいたします。

【岡部委員】

はい、ありがとうございます。先ほどからのお話を聞いている中では、東京都で作られている冊子の内容や、学校や教育委員会としてはこういう取組をしているという周知が保護者に届いていないということ、本当に強く感じているところです。

その中で、確かに今コロナ禍で、保護者もなかなか学校に行く機会もないというところはあるとは思いますが。私も小学生の保護者ですが、学校でいじめのアンケートが実施されるとか、そういうことは分かってはいます。なかなか、自分の子供が通っている学校のいじめ防止の基本方針とか、今いじめに対してどういうふうに組織的に取り組む仕組みがあるのかとか、そういったところまで一般の保護者の方というのは、これは良いことか悪いことかちょっとわからないところです。いじめの件数自体が減っているという御報告が先ほどありました。なかなか自分の子供が当事者にならない限り、そういったところまで、いろいろ確認とか調べるとか、いろいろ知識をもとうとか、そういうところまで思いつかないと思います。自分の子供が学校でいじめに遭っているということがあって、じゃあ困ったのでいろいろ対応しないといけないとなると、いろいろ知識を得ようという意欲といたら変ですけど、そこまでいろいろ知ろうという気持ちが出てくるんだと思います。学校からいろいろな資料が配られて、そこまで深く読み込む親御さんも、中にはいらっしゃいますが、大部分の保護者の皆様は、「なんかそういうことがあるのね」というか、そこまで深く理解しようという気持ちをもっただけはないというかこともあるかと私自身も感じてはおりません。

先ほどお話がありました、35ページですかね。保護者とか地域との、関係機関等の共通理解の形成ということがあって、現状と課題ということで、おそらくここで、保護者の中で知っている方が2割というお話があったと思います。PTAに関わる私としては、地域の方でも知っているというのはちょっと残念だなということがあります。保護者だったり地域だったり、やっぱり学校と一緒に地域ぐるみで子供たちを育てようという動きがある中で、なかなか保護者の方に、地域の方より知ってもらえていないというような現状があるのは、やっぱり残念な部分があります。これに関しては、なかなかコロナの中では難しいとは思いますが、学校で保護者会などに紐づけて、ちゃんと機会をもつて伝えるということがないと、なかなか保護者の方には行き届きづらい。私も保護者なので、学校から発信される要望はきちんと自分の中に取り込んでということは思っていますが、多くの方はそこまで手が回っていないのかなということを感じており、非常に良い仕組みができていて、みんなにもっと知ってもらいたいとは思っていますが、現状としてはそのようなところがあるのかなと、感じております。

【有村会長】

岡部委員ありがとうございました。地域の方が知っているという現状をもとにして、実際にお子さんをおもちの保護者としての立場からも、課題を報告していただきました。これだけ保護者にとって、当事者でなければなかなか難しいなというのが本音のところでもあろうかと思います。やっぱり学校との連携がまだうまく取れていない現状があるという意味の提言と課題をお示しいただきました。ありがとうございます。

続きまして中学校の委員の関口委員お願いいたします。

【関口委員】

こんにちは。東京都公立中学校PTA協議会の関口と申します。私どもの状況的には、いじめの有無について非常に伝わりにくく、伝わってきていないと感じるところです。先ほど野村先生の具体的にこんな事例もあるということがないと、まったくいじめはないのではないかと、錯覚してしまいます。

昨日、私どもの協議会の理事会がありまして、各理事にも確認はしてみましたが、各地区、いじめに関する話題というのは、ほとんどないということです。今は、いじめより児童虐待や不登校の方が話題となっています。その中には、いじめが原因でというのものもあるかもしれませんが、不登校の方がクローズアップされていて、いじめについてはクローズアップされていないというのが現状かと思えます。

ただし、先ほどからいじめ調査アンケートの件が触れられていますが、実施していることは、学校評価の中で伝わってきます。具体的に実施した結果については、やはり伝わってこないのか、ピンとこないのかと思っています。

自殺など事が大きくなってからクローズアップされて「いじめが」と出てくるのが現状です。もう少し初期の段階、先ほど、具体的に「こんな例もあるんです」というように、もう少し紐解いて開示していただいても良いかと思えます。

先ほど教育委員会の坂田委員から特性の理解という話が出て、私はやはり特性の理解というのはすごく必要だと思いました。そういった意味で、保護者としても、地域としても、もう少し情報の開示をしていただかないと、この話題にはなかなか食いこめない。話題がなければ、いじめ問題も生じていないと誤解・錯覚に陥ってしまうことは、今後やっぱり避けていかなければならないかと思えます。

また、これは東京都として取り組んでいる部分もありますけれど、最終的にはやはりそれぞれの地区の学校長の考え方というのが強く出てくるのではないかと思えます。どの地域においても、学校長の考え方で、地域との連携が強いところと全くないという状況が出てきています。最終的には細かい部分ですけれども、地域連携もきちんとしていかないと、伝えようとしていることがなかなか伝わっていかないと感じると思います。以上です。

【有村会長】

具体的な分かりやすい話をありがとうございました。特に情報公開の必要性、アンケート、学校評価などに基づいた中身の分かる情報提供を、各校長先生方の努力に期待したいというお話でございました。とりわけ予防的な視点で大事な視点であると思います。それが、むしろいじめというよりも、虐待や不登校が、中学生では、発達的な課題になっているのかと理解したところです。非常に貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。関口委員ありがとうございました。

続きまして高等学校から榎山委員、よろしく申し上げます。

【榎山委員】

こんにちは。東京都立高等学校PTA連合会、都立国分寺高校からまいりました榎山と申します。どうぞよろしく申し上げます。地域では民生児童委員連合会にて主任児童委員も務めておりまして、本日は双面からお話を伺っておりました。

最近、よくあがってくるいじめと申しますのは、やっぱりICT教育によって、1人1台端末というのがあり、ネット関係のいじめで表面化しにくいいじめが結構あるというのが、私どもはちょっと扱いにくい感じで携わっております。

タブレットに関わるいじめに発展しそうなというのは、低年齢、小学校・中学校がやはり多いようです。

高校ですが、また小・中学校と違いまして、いろいろと点在しております。保護者もそうですけれど、意識が違ったお子さん、保護者が、それぞれ高校になると、それがさらに特化します。そのため、我が校は忙しい学校ですので、いじめというところまで発展しないというのがあります。ただ、他の学校の会長さんにも聞いてみると、そういうのは少なからずあります。この配られた冊子を見て、先生方はこのとおりに、確かに実行されていると思います。ただ、そこまでひどい事案というのは、まだこちらには届いておりません。

このふれあい月間学校シートというのが、上巻の88ページにあります。学校の先生方はこの88から99ページまでにあるアンケートを校内で学校の先生方と、生徒に行っているところですが、それも御報告はいただいています。その後の結果というのは、やはり開示されていないので、ちょっと気になるところです。個人情報などもあり、いじめというのは、とてもデリケートな問題ですので、開示しきれないところもあると思いますが、やはり保護者、地域の人間には、多少なりともお示しいただけたらと思っております。

あと、先ほど伏見校長先生からもお話がありましたが、コロナ禍において、やはり家庭が見えづらいというものもあると思います。冊子の下巻の118ページの地域プログラムの概要について、清瀬の教育長先生のお話もありましたが、なかなかうまく地域と学校側の連携がうまくとれていないというのが実情だと思います。学校、地域によっては、とてもうまく連携されているところもありますが、実情としては、ほぼほぼうまくいっていないと思って

おります。やっぱりいじめというのは、学校関係機関で収めてしまうというか、それがなんとなく保護者等にとっては、「隠されているな」という印象を受けてしまいます。「そうではない」というのも、私は地域の方に説明していますが、学校の先生も、教育機関も一生懸命やっていると説明していますが、なかなか保護者としては、理解しづらいというのがあるみたいです。

アンケートとかの、先ほど「保護者理解2割」とありましたが、これは本当に事実だと思います。お願いしたいのは、この学校サポートチームの強化をぜひ、学校または管理職の先生方に強く働きかけていただきたいと思い、こちらのお願いで申し上げました。以上です。

【有村会長】

ありがとうございます。非常に大事な指摘をいただきました。それぞれ地域・学校関係機関が連携することの難しさ、実態として十分されていないということをお互いに認識する必要がありますということです。校長のお立場、とりわけそのICTの状況によって、子供たちのいじめ問題というのが、水面下に潜る、そういうこともあるだろうという指摘でございました。非常に分かりやすいお話をいただきましてありがとうございます。

続きまして特別支援学校PTA連合会の水橋委員お願いいたします。

【水橋委員】

東京都特別支援学校PTA連合会の水橋でございます。よろしくお願いいたします。当連合会は、盲学校、ろう学校、肢体不自由特別支援学校、知的障害特別支援学校、病弱特別支援学校の5種別の学校のPTA連合会でございます。連合会としてのいじめ防止の取組は行なっておりませんが、各種別校ではいじめのアンケートや、いじめサポート会議があり、学校と保護者が協力し、いじめ防止に努めております。

特別支援学校には、一般に言われるいじめは少ないと考えておりました。しかし近年では、どの種別校でもSNSでのトラブルがございます。LINEやゲームの通信機能を使ったものは、学校や保護者も把握できないときもあり、対策を急いでいるところです。

また、知的障害や発達障害がある子供の中には、いじめの感覚に気付きにくい子供や、いじめを受けても先生に伝えられない子供もいると聞いております。そうした子供たちに、人と人との関わり方を教えていただく心の教育も重要だと思います。

さらに特別支援学校に途中から入ってくる子供には、地域の子供で障害について正しく理解されず、いじめを受け、傷ついた経験のある子供も少なくありません。障害に対する社会全体の理解が必要な事例もございます。子供たちは特別支援学校で学んでいますが、いずれは社会に出ていくので、社会性を身に付けるために地域との関わりをもち、相互理解のための取組が必要と考えます。

最後にお願ひがあります。特別支援学校にはスクールカウンセラーがおりません。障害の種類も様々な子供が通っており、個々に難しい事例もございます。特に高等部になると様々

なニーズがありますので、先生方の努力だけではなく、スクールカウンセラーや教育と福祉をつなぐ、スクールソーシャルワーカーの配置をお願いいたします。以上でございます。

【有村会長】

水橋委員ありがとうございました。最後に水橋委員から御提言がありましたスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置について、非常に大きな課題だと思えます。大事な御指摘をいただきました。特に障害のある子供の正しい理解を社会全体でやっていかなければならない。そのために気付きにくいとか、伝わりにくいとか、子供たち自身も思っているということです。大事な指摘をいただきました。水橋委員ありがとうございました。

【水橋委員】

よろしく申し上げます。

【有村会長】

ありがとうございます。それではPTAのお立場からの発言につきまして、今ございましたけれども、皆様から今ここで聞いておきたいことがございましたら、どうぞお願いいたします。よろしいでしょうか。また後でお願いしたいと思えます。次に進めさせていただきます。

これまで学校や教育委員会、保護者の立場から御意見を賜りました。次に2点目の件ですけれども2点目に関係機関、あるいは団体に関する役員の皆様から御提案をいただきたいと思っております。資料では緑の部分です。弁護士会、公認心理師協会、保護司会連合会、民生児童委員連合会の方々から伺いたいと思っております。

最初に弁護士会の澤田委員から御意見を賜りたいと思えます。澤田委員よろしく申し上げます。

【澤田委員】

はい。東京弁護士会の澤田稔と申します。よろしく申し上げます。東京には三つの弁護士会がございまして、多摩地区には三弁護士会共同の多摩支部というのがございます。今年度は東京弁護士会が当番となっております。昨年度欠席してしまいまして、初めてでございます、よろしく申し上げます。

弁護士会、個々の弁護士の取組として、まず予防段階につきましては、いじめの出張授業というのを従前からやっております、この会議でも御報告させていただいております。弁護士が各学校に出向きまして、各教室に張り付いて授業を行うというものです。人権などの弁護士ならではの切り口をもとに、いじめがなぜいけないのかということと一緒に話し合うというものでございます。子供たちからのアンケートなどを見ますと、それなりに好評を

得ていると受け止めています。

課題としましては、弁護士側の担い手の育成であるとか、あるいは授業の中で過去起こったいじめの自殺の事例等をどう取り上げるかとか、あるいは実際に行った教室でいじめが起こっているときにはどのようにすれば良いかとか、授業内容の改善などを日々取り組んでいるような状況でございます。

発見段階としましては、各弁護士会が行っている相談事業をあげることができるかと思っています。いじめに特化しているわけではありませんが、弁護士が直接対応する電話相談、面接相談を開設しております。第二東京弁護士会は最近LINEの相談を常設化しておりますし、多摩支部でも季節ごとのLINE相談を実施しております。これらの中でいじめの相談の割合はそれなりに多くを占めているということがございます。学校の外に、こういう窓口があるというのは、やはり意味があると思っています。課題としましては、まだまだ認知度が低いということと、そうはいつでも保護者からの相談が割合としては多いということもあります。その辺りが課題であるのと、いじめの相談については、誰にも言えないとか、親にも言えないとか、また、自分の連絡先も言わないといった、具体的な対応を希望しない場合には、それ以上、弁護士としても動けないという問題がございます。

早期対応段階につきましては、弁護士としてはいじめの調査、重大事態調査への関わりといったことがあると思います。日弁連の事業ではありますけれども、第三者委員の経験者の交流等も行っています。こちらの課題もやはり担い手の確保があると思っています。重大事態調査が増えてきていて、なかなか推薦をするのも苦労するということも聞いたことがございます。その他、個別の事案において代理人として活動するというところもあろうかと思えます。

さらに最近スクールロイヤーというものが少しずつ広まりを見せてきております。まだ、先ほどの手引きの86、87ページの図には出てこないようなので、これからなのかなと思いますけれども、少しずつ広がってきているかと思えます。先ほどの坂田教育長のスクールソーシャルワーカーの機能理解というのは非常に示唆的でございます。スクールロイヤーと置き換えればどうなるのかというのを考えながら拝聴しておりました。以上でございます。

【有村会長】

はい、ありがとうございます。澤田委員から、弁護士事業の中で、予防・発見・対応という段階に分けて、具体的にお話をいただきました。それぞれ、特に昨今、スクールロイヤー、国でも取り上げて、関西で、かなり進んでいるように認識していますが、これから東京では、こういう弁護士会の中で、専門の方が、学校で直接先生方と関わったり、それから事案と関わってきたりしてということもすごく大事なことと思っております。非常に大事な指摘をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、公認心理師会から石川委員お願いいたします。

【石川委員】

はい。東京公認心理師協会で学校臨床の委員長をしております石川と申します。よろしくお願いたします。

スクールカウンセラーのことですけれども、私はスクールカウンセラーの研修であるとか、いろいろ相互に研鑽するというようなことでまとめ役をやらせていただいております。おかげさまで平成25年に都内の小中学校全校配置になり、また令和2年度からは小・中学校の一部の学校で週2日の配置ができたということで、東京都が大変熱心に取り組んでくださってありがとうございます。

また、学校経営支援センターに都立高校の支援ということで、シニア・スクールカウンセラーという人を、この3年ぐらいで6か所に配置して、スクールカウンセラーといっても、いろいろ困ったりすることもありますので、サポートをするという体制を取ってくださっています。シニア・スクールカウンセラーは、緊急支援にもずいぶん働いておりますけれども、そういう体制が充実してきて大変ありがたいことだと思っています。

いじめの対策という意味では、平成26年度から、小学校5年生、中1、高1に全員面接をするということで、これも学校規模によって、もちろん個人でできる場合もあるし、グループ面接ということもあるわけですが、こういったことを積み重ねていくことによって、スクールカウンセラーと、子供たちとの関係が近くなって、相談の垣根が低くなるのが目的でございますので、それが各学校で根付いていると良いなと思います。また、私どもが工夫をしたり、そこで得た情報を、いかにコンパクトに先生方に伝えたりするなど、次の支援につなげることがとても重要だと思っています。

先ほど発表を伺っております、保護者プログラムや地域プログラム、そういうところに座標を広げていくということは本当に大事なことだと思っています。私共も保護者への助言とか支援ということが日頃からとても大事だと思っていますので、私共が聞き取った保護者様のニーズとかお声とかをいかに学校に伝えながら、またスクールソーシャルワーカーの方とも協力しながら、やっていくことが、とても大事だと思っています。

ひとつだけお願いというか、今後私たちも頑張らなければいけないと思っているのは、先ほどの報告書の下巻で、いろいろなプログラムがございます。望ましい人間関係の構築であるとか、それから規範意識の醸成であるとか、これは本当に校種ごとにとっても丁寧にこういったプログラムが作られていると思います。その部分で、スクールカウンセラーもぜひ一緒にやりたいですので、学校は本当に忙しく、今は特にコロナでいろんなことの変更があって大変だとは思いますが、ぜひ年間計画の中に位置付けていただいて、そういう予防的な関わりということに寄与していくことに私たちも寄与していきたいことと、また加害者支援についても、努力していきたいと思っております。ぜひ予防の年間計画を一緒にお願いしたいと思っております。以上です。ありがとうございます。

【有村会長】

石川委員ありがとうございます。石川委員からは、教員への伝え方、それから予防という点で、特に下巻のプログラムについて、非常に各校種で役立つのではないかとということで改めて御指摘を伺いました。ぜひ多くの学校で活用していると思いますが、今の石川委員の話のように、このプログラムは非常によくできていますので、各学校でよく使っていただければありがたいと思います。都で全校配置になっているとすごく有効で、とりわけ全員面接について、これも学生たちが、スクールカウンセラーの存在をどうして知っているかと尋ねると、全員面接で、自分はスクールカウンセラーの先生と、こういうお話を聞いていただいたという経験を話すこともございます。そういう意味でスクールカウンセラーの存在というのは、東京でも非常に根付いていると思います。これはまあ余計なことですけど、データの的にも表れていまして、全国のスクールカウンセラーの活用率よりも東京都はずっと高いです。私の認識でも約3割高いと数字的には理解しておりますので、ぜひまた東京都でうまく活用していただけるとありがたいと、実効性のあるものにしていただきたいと思っています。

【石川委員】

ありがとうございました。

【有村会長】

他の御意見ありましたら後で御指摘ください。ありがとうございます。続きまして保護司の森久保委員、よろしく申し上げます。

【森久保委員】

東京都保護司会連合会の会長をさせていただいております森久保と申します。私ども、保護司会という一つの、東京都の保護司会連合会、あるいは関東、あるいは全国の組織になっておりますけど、学校連携という一つの形の中で、それぞれの各地区に配属されております。保護司会の中には、学校連携委員会というのは、どの地区においても設置されておまして、それぞれの、国あるいは全国、もしくは関東保護司会、東京都保護司会がそれなりに各地区の保護司会の学校連携委員会に補助をさせていただきながら、学校との連携をさせていただいております。

学校とのいろいろな行事等に参加することが大きな仕事でありますけど、たぶん学校、それから各市、各区、それぞれ地区保護司会の代表者が学校に出向きまして、いろいろな相談を受けさせていただいております。特にPTAとあるいは学校の先生を交えていじめの問題については、非常に具体的なデータを出して協議をさせていただいております。

特に私は、学校の中にPTA、あるいは先生と交えていろんな具体的ないじめの状況等について、「こういう状況ですよ」というようなお話を聞かせていただいております。特に私が一番感じたことは、いじめをした方のお父さんがその会場に来て、いろいろなお話をさせていただきました。涙を流しながらお父さんの立場から、「私はいじめをした方で、こういう状況をつかんでおります。」というような形で、非常に参考になるお話を聞かせていただきました。こういう、一つ一つの学校との連携の中に直接お話を聞かせていただくことが、ただ私には特別にその生徒さん、あるいは学校の先生に、「こういうふうにしたら良いんじゃないか」というような具体的なものがないですが、常日頃の、ともに行動していくという中で、学校等のいじめ問題について連携を重ねていきたいと思っております。雑駁でありますけど以上でございます。

【有村会長】

はい。ありがとうございました。森久保委員から、学校との連携、それから各区市との連携について具体的なお話をいただきました。森久保委員ありがとうございました。保護司としての役割を私共も理解させていただいたところでございます。ありがとうございます。

続きまして民生委員でいらっしゃる山本委員お願いいたします。

【山本委員】

はい。東京都民生委員児童委員協議会の民生委員・児童委員の山本と申します。よろしくお願いいたします。今回の総合対策の改定にちょっと関わるところだと思いますので、事例について少し話をさせていただきます。

ある地区の中学校の生徒が、教室から飛び降りるという、こういった重大な事態が発生しました。校長先生から民生・児童委員の携帯電話に連絡があったのは3日後で、一命は取り留めたが、大怪我を負ったということでした。地域の民生・児童委員には、もしこの件について地域住民から聞かれることがあったら、現在学校と教育委員会で調査しているので、詳しい内容はわからないと答えてくださいとのことでした。

その後2か月後になりますけども、中学校区の地区連絡協議会という、児童相談所と子ども家庭支援センター、学校、民生委員・児童委員が中心となって開く協議会ですが、そこでは、生徒は入院中で、登校に向けてリハビリを行っているという報告がありました。教室から飛び降りた原因については、特に説明はありませんでした。

その時点で、我々民生委員・児童委員の知っている情報は、生徒の家族、友人関係程度のものでした。

教育委員会と学校は調査組織を設置して、生徒が飛び降りた原因について調査し、教職員やスクールカウンセラー等に支援体制を整えて対応したものと思われそうですが、学校から民生委員・児童委員、青少対の役員、PTA役員といった地域関係機関には原因やその後の生徒の状況報告などはありませんでした。児童相談所、子ども家庭支援センター、学校運営協

議会には、ある程度経過報告はされていたようですが、詳しい経緯については、ほとんどの関係機関は知らされていないまま、ほどなく生徒は登校を始め、その後は高校進学が決まり、無事に中学校を卒業しました。こういった経過です。

この事例について、たぶん地域関係機関の助言や支援の必要があまりなく、教育委員会と学校で対処できたため、学校から地域関係機関に対し、説明がされなかったものと思います。しかし、このような重大事態の事例の場合、調査結果や支援内容、地域との連携構築という観点から、守秘義務が課せられている地域関係機関と、情報共有を図っていくことが、教育委員会や学校の望ましい対応だと私は感じます。今後、地域のどのような機関とどのように連携体制を構築するかを検討をすることが、必要ではないかと思います。以上でございます。

【有村会長】

ありがとうございます。山本委員から非常に貴重な事例をもとにして、連携の在り方の問題点というか、最初に情報提供があつて、その経過報告がないと、やっぱり民生委員の専門のお立場としての動きがなかなかできにくいと私も理解したところです。そういう経緯があつての、後の対応ということによろしいでしょうか。

【山本委員】

その通りです。はい。

【有村会長】

ありがとうございます。この連携という、非常に大事な指摘をいただきました。ありがとうございます。

それでは今、関係機関の連携、澤田委員、石川委員、森久保委員、山本委員から御意見をいただいたところでございます。今の意見について皆さん、何かさらに聞きたいことがございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、行政の立場から、法律に基づいてどのような支援をしているのかといった課題、取組状況について、推進状況について、課題等も含めて御意見を賜ればありがたいと思っております。都民安全推進本部の加藤委員、それから文化局の戸谷委員、それから総務局の吉村委員、それから警視庁の玉川委員ですね。それから、法務局の亀田委員に伺いたいと思っております。なお、最初にいただきます加藤委員につきましては、今日は代理の相原課長から御説明をいただくということでございますので、お願いいたします。

【都民安全推進本部・若年支援課 相原課長】

都民安全推進本部の相原と申します。本日、総合推進部長の加藤が所用により欠席のため代理で出席させていただいております。

それでは当本部におけるいじめ防止等に関連しました、青少年健全育成に関わる事業に

ついて3点御説明させていただければと思います。本日リーフレット等もお配りしておりますので併せて御覧いただければと存じます。

1点目でございますが、インターネットやスマートフォン利用によるトラブル相談事業でございます。この事業はインターネットやスマートフォン利用による架空請求、迷惑メール、有害サイトなど、様々なトラブルに関する相談窓口として、平成21年度から運営をしております。昨年度はネットのいじめに関わる相談を含めまして、全体で約2,800件の相談がございました。相談には電話、メール、LINEで対応しており、LINE相談は教育庁のいじめ相談や、後ほど御説明いたしますが、若ナビαなどとの合同のアカウントで実施しております。

なお、窓口の運営にあたりましては、教育相談センターをはじめ、官民の関係機関と定期的に情報連絡会を開催し、情報共有を行いながら取組を進めているところでございます。

2点目でございます、ネットのトラブルや危険性、それらから身を守る防止策等を学ぶ講座、ファミリーeルール講座の開催でございます。昨年度は青少年や、その保護者、教職員の方などを対象として、約650回開催いたしました。

講座の内容でございますが、例えばネットやSNSを安全に利用するために、生徒同士でルールを作る、自主ルール作りを支援する講座など、生徒が自分自身の問題として主体的に考えられるよう、内容を工夫して実施しております。

また本日、啓発用のリーフレットとしまして、中学1年生向けのもの、保護者向けのものをお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。今後も青少年とその保護者の方への啓発や、学校や地域と連携した効果的な取組を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後、3点目といたしまして、東京都若者総合相談センター「若ナビα」について御説明いたします。若ナビαでは、若者やその御家族の方を対象としまして、人間関係や仕事のこと、孤独や不安など、幅広い分野にわたって、若者の様々な悩みに関する相談を受け付けております。電話、LINE等での面接による相談を実施しておりまして、昨年度は全体で約8,000件の相談を受け付けました。相談内容に応じまして、その方に合った適切な関係機関につなぐということを行っておりますので、ぜひともこちらも御紹介いただければと存じます。

当本部といたしましても、関係機関の皆さんとの連携を一層強化して、いじめ防止を含めた若者の健全育成の取組を進めてまいりたいと思っております。簡単ですが報告は以上でございます。ありがとうございました。

【有村会長】

相原委員ありがとうございました。相原委員から都のいじめに対しての総合的な取組について具体的な資料をもとにしながらお話をいただきました。御丁寧な説明ありがとうございました。

続きまして生活文化局の戸谷委員お願いいたします。

【戸谷委員】

いつもお世話になります。生活文化局私学部の戸谷でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。子どもは私立学校の皆様といろいろな関係があるという中で、都内の私立の小学校、中学校、そして高等学校、特別支援学校、約480校、そして児童・生徒の皆様28万人が通学しているという状況でございます。私立学校の皆様におかれましては、それぞれの学校の建学の精神ですとか、それから独自の教育活動、学校運営というのを行っておられまして、生活文化局の私学部といたしましては、様々な御支援だとか助言を行うという形で関与していくところでございます。

いじめ問題に関してですが、学校いじめ防止基本方針や、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置については、法に基づく対応を、都内の全ての私立学校で行っているという状況があります。他に各学校の皆様が主体になりまして、スクールカウンセラーの配置、それから教育相談担当者の配置、それから医療機関など学校外の専門機関との連携等、子供が相談できる環境作りに積極的に取り組んできているという状況がございます。

こうした取組を支援するために、私学部といたしましては、スクールカウンセラーの配置に対する補助ですとか、保護者や学校からの相談の対応、それから、いじめ相談窓口などの情報提供や、私学団体の皆様と連携した研修等を行っているところでございます。

また、毎年私学部としての講習会等も行っておりまして、本年度につきましては、去る12月7日に文部科学省の児童生徒課長を招きまして、私立小学校、中学校、それから高等学校、特別支援学校の校長先生や、生活指導の先生方を対象といたしまして、いじめ問題の対応について御説明をいただいたというところでございます。都内の私立学校からもいじめの問題ですとか、重大事態に対する相談については結構増えてきてございまして、事案が複雑化、長期化するという傾向もございます。現場での御対応というのは非常に難しく大変だと考えてございますが、私学部におきましては、各学校、それから保護者の皆様等の事情を踏まえながら、親身に学校の相談に乗って、問題の解決に向けた助言等を行っているという状況でございます。

本協議会で様々な御意見を先ほど伺って、非常に参考になる御意見、たくさんいただいております。こういった御議論ですとか御意見を大いに私共も参考にさせていただきます。今後とも児童・生徒の支援に向けて、私立学校の助言等に努めてまいりたいと考えております。今後ともどうぞ引き続きよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【有村会長】

はい、戸谷委員ありがとうございました。私学部の対応として、東京都、非常に私学に通う生徒が多いわけですから、それに対する総合的な取組、とりわけその講習会とか、先生方の研修等についても御尽力を行われているということの話を伺ったところでござい

す。とりわけ複雑化、多様化への対応ということ、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。非常に中身のある話をいただきましてありがとうございます。

続きまして総務局の人権部長の吉村委員、よろしくお願ひいたします。

【吉村委員】

吉村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。人権部の取組につきまして少し御紹介させていただきたいと思ひます。

東京都では、人権施策の基本的な考え方といたしまして、東京都人権施策推進指針というものがございまして、その取りまとめを私共人権部で実施をしております。

この指針では、17 の人権の課題を掲げておりまして、子供もその一つでございまして、施策の方向性として、いじめの防止対策についても記載をしているところでございます。この指針に基づいて、人権部としても子供の人権問題について、啓発などの取組を実施しております。

いくつか御紹介させていただきますと、まずこちらの人権啓発冊子を作成いたしまして、都民への啓発や、都の職員の研修等にも活用しております。

この中の子供の人権問題に関する記述では、いじめは決して許されないというメッセージとともに、東京都の取組などについても紹介をしております。冊子については人権部のホームページでも御覧いただけます。

また子供たち自身に人権について考えていただく参加型の啓発としまして、東京法務局さんをはじめとする関係団体と連携させていただいて、例えば高校生から募集した人権尊重の大切さに関するメッセージを取りまとめた冊子の作成や、子供が描いた人権啓発ポスターの展示などの取組を実施しております。

それから、東京都が設置している東京都人権プラザという施設がございまして、子供の人権問題に関する取組を、啓発などを行なっておりまして、毎年夏休み明けの前の時期には、いじめなどにより心と体を傷つけられて亡くなった子供たちや御家族からのメッセージを集めた展示を実施しております。今年度は、展示などの様子を御紹介する動画の配信や、いじめ問題に関するオンライントークの実施をいたしました。

また、現在はコロナ禍で制約がありますが、学校との連携をいたしまして、修学旅行や訪問学習の受け入れも行っておりまして、人権プラザの展示などを御見学いただきながら、人権問題について学んでいただく学習会や、教職員など学校における人権教育・啓発のリーダーを育成するセミナーなども実施しております。今後とも庁内外の関係機関と連携をしながら、できるだけ効果的な啓発ができるよう取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。以上でございます。

【有村会長】

吉村委員ありがとうございました。吉村委員からは、とりわけ子供の人権啓発という視点

に立って取組等の御説明をいただきました。人権プラザの活用、特にオンラインの活用について、私が思ったのは、子供自身の参加というのが、すごく大事だと思っていました。そのことを取り上げて、学校とも連携していただけるということでした。ありがとうございます。今後ともよろしくをお願いします。

【吉村委員】

よろしく願いいたします。

【有村会長】

では警視庁の玉川委員お願いいたします。

【玉川委員】

警視庁少年育成課長の玉川でございます。私からは警察の立場で、日常の連携について2点御説明させていただきたいと思っております。

1点目はスクールサポーター制度についてです。この制度は退職した警察官を警察署等に配置しまして、学校からの要請に応じて、学校における少年の問題行動等への対応や、巡回や相談活動、児童の安全確保に関する助言、それに加えまして、いじめを含めた非行防止教育の実施。サポートチームの構成員として、いじめ事案に対する学校への助言等も行っているところです。昨年は、非行防止教育などで、小・中・高等学校合わせて、延べ約31,000回、学校へ訪問させていただいております。スクールサポーターは、学校が所在します95の警察署に配置されておりますので、遠慮なく管轄警察署へ御相談いただければと思っております。

2点目ですけれども、少年相談の活用についてです。少年相談につきましては、少年本人をはじめ、保護者や学校の先生などからも御相談をいただいているところです。昨年1年間の少年相談の受理件数は約5,940件で、ただ、そのうちいじめに関する相談は90件ございました。学校別で見ますと、小学校に関する相談が33件、中学校に関する相談が40件ということで、いじめをきっかけに不登校になってしまった少年の保護者からの相談などもありました。少年相談は各警察署で受け付けられるほか、少年育成課が設置します都内8か所の少年センターにおいては、公認心理師や臨床心理士等の資格を持つ少年相談専門職員も受け付けております。これ以外にも、電話によるヤングテレフォンコーナーを設けまして、24時間体制で相談を受けておりますので、これらの相談窓口があることを御承知いただければと思っております。

いじめの深刻な事態の発展を防止するためには、関係機関が連携して対応することが重要であると考えておりますので、引き続きこれらの制度を拡張していただくなど、連携を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。私からは以上です。

【有村会長】

玉川委員ありがとうございました。スクールサポーター制度の活用であるとか、少年相談の活用について、いじめは90件ということでしたけども、非常にある意味では子供たちの警察での対応というのがすごく有効であると思っております。非常に貴重な提案をいただきましてありがとうございました。続きまして法務局の亀田委員、どうぞお願いいたします。

【亀田委員】

東京法務局の亀田と申します。よろしくお願いいたします。法務局と申しますと、国の人権擁護機関ということで法務省に属しているわけですが、東京法務局は東京都と、あと関東甲信越を幅広く管轄をしているというところがございます。人権の関係について、所掌しております三本柱についてまず簡単にお話させていただきます。

1つ目が人権相談。人権相談の中から、これはちょっと人権侵害の恐れがありそうだというようなものがありますと、次は2つ目としまして、人権侵害事件の手続きに入っていきます。人権侵害事件という形で立件をして、そして調査、救済を図っていくということがございます。

今申し上げた2つは、個別事案の救済という形になりますが、個別事案だけではなく、3つ目といたしまして国民の人権意識を向上させるための啓発活動を広く実施しているところでございます。

まず1つ目の人権相談からお話させていただきますが、お手元に今日、SOSミニレターというものをお配りさせていただいております。これは、ずいぶん長い間やっている法務省の取組ですが、全国の小中学生全員、お一人一人、私立であろうと公立であろうと、全員に、一人一人に届くようにということでお配りをしております。学校を通じてお配りをさせていただいております、連携協力、誠にありがとうございます。

これを見ていただけるとお分かりいただけると思いますが、中身は、お子さんが自分で書いて、ちょっと切り取らなければいけないのですが、切り取って、畳んで、そしてのりづけをすると、切手を貼らずにそのまま出せるという形になります。出したものは法務局に、それぞれの管轄の法務局に届くのですが、必ず1通1通全てにお返事を書かせていただいているというところでございます。

このSOSミニレターで、いじめの問題であったり、そういった子供側の切実な声が多く寄せられております。

人権相談としましては、SOSミニレター以外にも、電話だったり、SNS、LINEだったりというものもあるのですが、特にこのミニレターは、子供本人からの情報が多く寄せられているということが特徴でございまして、我々も、これは非常にきちんと、心を入れて対応しているというところでございます。

実際はいじめだけではなくて、児童虐待など、家庭内のそういう問題に係る相談がされる

ことも多く、そういった場合も含めて、児童相談所や関係機関と連携、学校も含めた関係機関と連携して、対応させていただいているというところがございます。

次に侵害事件の調査という、人権侵犯事件の関係ですが、例えば、いじめで、こういった声が寄せられますと、こちらといたしましては学校であったり、教育委員会であったりというところに、具体的にお話をお伺いしたりということで調査を行っているというところがございますので、またそういった場合には、引き続きどうぞよろしく御協力のほどお願いを申し上げます。

あと学校との関係ではこのほかに、人権教室というものがございまして、先ほど弁護士会が、出張授業とおっしゃっておられましたけれども、そんな感じのものですけれども、職員だったり人権擁護委員だったり、学校に伺って、子供たちと双方向の交流ですね。お互いに交流を深めながら、子供たちの人権意識を高めていくということで行っております。これは、確実な啓発効果が見込まれるということで、非常に意義のあるものだと私共は思っております。いじめにかかる人権教室も、これまでも充分やってきているとは思っておりますが、引き続きさらに一層充実させていきたいと思っておりますので、引き続きどうぞ御協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

【有村会長】

ありがとうございました。今、亀田委員から法務局の取組について具体的にお話をいただきました。ありがとうございました。以上の中で、行政としてそれぞれの各部署でいじめ問題で具体的なサポートをしながら取り組んでいっている状況を紹介いただきました。ありがとうございます。それぞれ各委員の皆さんからいろんな貴重な御意見をいただきました。今までのところ何か御質問とか御意見等ございましたら、どうぞお願いします。

それでは、須藤委員どうぞ。

【須藤委員】

1点、私から御提案を申し上げたいのは、実は社会問題にもなっているとは思っていますが、私学ではあまり見られないんですけども、ヤングケアラーの問題があると思います。これは当然不登校にもつながってくるし、延いてはいじめ問題にもつながってくる問題ですけども、ヤングケアラーが増えているという現状がある中で、やはりこれは対策を練っていかないといけない非常に大きな問題だと思います。経済的な問題も含めて、なかなか教育関係だけでは解決できないことだと思うのですが、こういう問題がやはり出てきているという実情と、実際に亡くなっている子供がいるということを踏まえて、今後対策を練っていかないといけない問題だと思います。特にこういうコロナの感染状況が著しい状況の中で、経済的にも非常に困窮を極めている御家庭が増えている中で、やはり子供たちを守るという意味では、このヤングケアラーの問題も大きな問題だと思いますので、今後考えていただかないといけない問題だと思っておりますので、御提案を申し上げました、以上でございます。

【有村会長】

はい、須藤委員ありがとうございました。それでは時間も押してまいりましたので、皆さんから貴重な御意見をいただいたことを嬉しく思っております。最後に東京都の取組につきまして、これから企画課長の栗原課長からお話を伺いたいと思います。栗原課長よろしく願いいたします。

【事務局（栗原指導企画課長）】

教育庁指導部の指導企画課長をしております。栗原と申します。本日指導部長不在のため、私が代理にてお話をさせていただきます。

今ヤングケアラーのお話が出ましたが、東京都としても重要な課題と捉えておりまして、昨年から全局的な課題として、連絡協議会などを開催しているところであります。

さて、いじめにつきまして本日は委員の皆様から貴重な御意見をいただき誠にありがとうございます。

いじめは、子供の生命や人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為です。学校はもとより、保護者や地域住民、関係機関等が緊密に連携し、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていかなければなりません。

本日ここに東京都の子供たちの成長を支える様々なお立場の方々が一堂に集い、それぞれの取組の現状や課題等について協議できましたことは、東京都全体が一丸となっていじめ防止に取り組むうえで大変意義深いことであると考えております。

さて、都教育委員会におけるいじめ防止等の対策についてですが、私からは、いじめ防止等の健全育成を推進するにあたり、今年度、特に重視している視点についてお話申し上げ、本日の会の総括とさせていただきます。

令和元年度末から始まった新型コロナウイルスの猛威ですが、オミクロン株の流行により厳しい局面を迎えています。コロナ禍で活動の制約が長期化している中、子供たちは自分の好きなことに打ち込んだり、得意な分野で自分の能力を発揮したりする機会が減少していることから、やり場のない不満や怒りを我慢しながら生活している様子が伺えます。また、今後の見通しをもちづらい状況において、漠然とした不安や深刻な悩みを抱える子供の増加も懸念されているところです。

こうした状況から、都教育委員会といたしましては、子供一人一人に丁寧に寄り添う取組を推進するとともに、子供が安心できる場、自分の率直な思いを表現できる場の創出が必要であると考えています。

そこで具体的な取組として、全ての学校で意識的に子供の良さや成長を見つけて、児童生徒、一人一人に伝える期間「エール・ウィーク」を設定し、自己肯定感を高める取組を評価しています。

このほか、子供たちから、コロナ禍での思いや気付き、ポストコロナで実現したい夢や希

望に関する川柳を募集し、広く周知することで大人が子供の思いを知ることができるようにする取組なども行っているところです。

画面に子供たちの作品の一部をお示ししました。子供たちの声をどのようにお感じになれるでしょうか。今後子供川柳を見た御感想やメッセージを子供の健全育成にかかる地域団体や関係機関等の皆様から寄せていただく取組も行っていきます。皆様におかれましても、ぜひ御協力いただけましたら幸いです。

これらの取組を通して、学校、家庭、地域が子供一人一人に寄り添い支える機運を醸成していきたいと考えております。

いずれの取組につきましても真に成果を上げるためには学校はもとより、家庭、地域、関係機関、教育委員会等、ここにいらっしゃる皆様が所属されている組織の力を合わせていくことが不可欠です。

皆様には東京都の子供たちのために、引き続き都教育委員会や各学校の取組を御支援くださいますようお願い申し上げます。私からは以上でございます。

【有村会長】

はい、栗原課長、ありがとうございました。「エール・ウィーク」につきまして、各学校の子供たちの川柳などをご紹介いただいて、希望的な対応についてご努力いただいている点、非常に感銘を受けて見させていただきました。子供たちの自己肯定感はずごく大事な指摘だと思います。ありがとうございます。

最後に私からお時間をいただきます。今まで各委員の皆様からそれぞれいじめの予防、それから対応について話がありましたけれど、私もいじめ予防について、やっぱり予防という視点がすごく大事だと思っています。いくつかちょっと、さっと流させていただきますけれども、いじめ理解のポイントはやはり教育、縦軸にラーニングをとりまして、横軸にビーイングをとっておりますけど、教育そのもの、子供たちが学ぶということと、社会的な状況を整えること、この環境と学びということが一体とならないと開かれた学校の教育課程にならない。これが脆弱だと、どうしても教育は落ち込んでしまう。そういった意味では、子供たちの学びがEとSの方程式じゃないかと私は理解しております。2事象とか、あつてはならない3事象、4事象ではなくて、やっぱり、1事象に東京都の子供たちがいることが大事だろうというところが1点目です。

それに伴って、子供の権利、予防するときに、これ都民全体というか、とりわけ学校の先生や保護者の方々は子供の権利を守る。先ほども人権や法務局の方からもお話がありましたけれども、その会議が、やっぱり私は、その権利条約の中にヒントがあるような気がする。子供たちの最善の利益を守るために、とりわけこの4つの権利、特にこの中で子供たち、特に中・高校生あたりでまだ、自分の意見表明、4番目に書いてあります、意見を表明する権利、そういうのを私たち教師や保護者、全ての人が子供たちの権利に耳を傾ける必要があるだろうと思っています。そのベースとして、やっぱり私たちが学校段階において、どうい

うふうに自己成長をさせていくのか、特に義務教育である小・中学校、それから高等学校、それから社会であって、社会の形成者として、どういうふうに子供たちが育っていくのか、子供の発達課題と合わせて、それぞれの段階で子供を支えていきたいと思うところです。

このベースになる考え方は発達課題です。これはよく学生に私が話すことなのですが、とりわけ乳幼児期の自立的、精神的な安定、それが学童期、それが青年期のアイデンティティ形成につながるということです。

私は学校教育を専門にしているものですから、特に呼びかけたいのですが、問いのある授業をしてほしい。子供はやっぱり疑問に思うことや、それから、これはどうなのだろうというここ最近の10年ぐらいの教育学の中で強調されているメタ認知の形成という、子供たちが、自分が変化している脳に気付く力、「ああ、やっぱり、このことは自分で分かったな。」という、新たな学びの価値を体験することによって、学びの喜びが自己肯定感につながったり、いじめ予防の根本になったりすると思っております。東京都の先生方にぜひ、問いのある授業をしながら、単に教え込みにならない授業をしてほしいと願っているところでございます。

いじめ予防、とりわけ今日も、いじめだけではなくて、不登校になるケースが非常に大きいという指摘がいくつかございました。これは私も同感でございまして、とりわけいじめや不登校がなぜ増加の一途にあるのか、ここ20年ぐらいずっと増加の一途にあります。いじめの場合は法改正があったということもありますけれども、子供の現状認識、それから指導の状況はどうだろうか、文部科学省の動きはどうなのだろうか、このところはやっぱり文部科学省もずっと、ここ30～40年公的な動きもありますけれども、やっぱりその動きというのは、私たちにちゃんと届いているだろうか、というところも考えたいと思います。それは地域社会、今日の大きなテーマでありましたけど、それぞれの努力は、一体となった形で、子供たちの声が届くところが大事だろう。その意味では、今日も事務局からも説明がございましたけれども、総合対策の2次ですね。この上巻・下巻にあるような中身という、とりわけ私は、11ページから13ページにあるようなポイントの1から6の理解をしっかりとしておく必要があると思っております。そして、増加の一途にあるのは、特に全体ではやっぱり考える必要があると思っております。

子供に求めるマネジメントとして、やっぱり子供を中心にして、学校の先生、それから地域社会の皆さん、保護者の関係ですね、それから行政機関の皆様、そういう人たちが子供の学びを一体となって支えること、そういうことはすごく重要だろうと思って理解したところです。まとめにならない話だったのですが、日頃私が思っているところを述べさせていただきました。最後にちょっと見てください。

最後に、皆様は御覧になったかと思うのですが、東京医科歯科大学の一番東側の建物の中に、ヒポクラテスの誓いのレリーフがあります。その中に私たちが、関係機関が、子供たちと、どういうふうなことを大事にする必要があるのかとあります。4点目にありますけど、子供の健全な生命これは医学の問題ですけど、教育でもすごく大事だと思います。このレリ

ーフ、ヒポクラテスの誓いにあるように、子供の命、それから子供の生命を大事にする教育をしていきたいと願っているところです。

委員の皆様から今日の連絡協議会の中で貴重な御意見をいただきました。それぞれ努力をしていただくとともに、また事務局でも都の政策として、私たちが子供のいじめの問題、それからとりわけ私の思いは、学びを確かにしていく。そのことを大事にして東京都の子供たちの健全な成長を願うことを期待しているところでございます。

ちょっと時間が過ぎてしまって申し訳ございませんでした。進行、事務局お願いいたします。どうぞお願いします。

【事務局（千葉主任指導主事）】

それでは会長、委員の皆様、貴重な御審議を賜りましてありがとうございました。頂戴いたしました御意見を踏まえ、東京都としても確実に対策を推進してまいります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。以上で本日の東京都いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。本当にどうもありがとうございました。

【有村会長】

ありがとうございました。